

COTOHA Voice Insightリアルタイムプラン利用規約【現改比較表】 2022年3月3日現在

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(許諾の範囲)</p> <p>第1条 当社は、音声通話をリアルタイムでテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p> <p>2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。</p> <p>3 本サービスの利用には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。</p> <p>4 当社は本規約に定める条件に従い、契約者に本サービスを自己の業務の範囲内において利用する目的で利用権を許諾するものとします。</p>	<p>(許諾の範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。<u>この場合において、VPNコースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。</u></p> <p>3～4 (略)</p>

～2022年3月2日

2022年3月3日～

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の20営業日前までに当社所定の方法により申込むものとします。この際、第1条（許諾の範囲）に定める指定業者が提供する本装置の購入、設置導入作業及び保守サービスにも同時に申込むものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）

2 前項に定める申込みの時点において、第1条（許諾の範囲）に定めるサービスの提供の開始が事前に完了していない場合、当該サービスの開通をもって本サービスの申込みとします。当該サービスの開通が申込書の提出から3か月以内に完了しない場合、当申込みは取消しとみなします。取消し後に本サービスの利用を希望する場合は、再度の申込みが必要です。

3 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が日本国内に住所を置く法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき
- (2) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (3) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 第1条（許諾の範囲）に定める本サービスの許諾の範囲を逸脱した利用及び第28条（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の20営業日前までに当社所定の方法により申込むものとします。この際、第1条（許諾の範囲）に定める指定業者が提供する本装置の購入、設置導入作業及び保守サービスにも同時に申込むものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が日本国内に住所を置く法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき
- (2) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (3) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 第1条（許諾の範囲）に定める本サービスの許諾の範囲を逸脱した利用及び第28条（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(5) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(6) 申込書に事実と異なる内容の記載がなされたとき</p> <p>(7) 申込者が第 1 条（許諾の範囲）に定めるネットワーク接続サービス及び本装置を利用もしくは申込みをしていないとき</p> <p>(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p><u>5</u> 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には<u>第 3 項</u>の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</p> <p><u>6</u> 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>	<p>(5) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(6) 申込書に事実と異なる内容の記載がなされたとき</p> <p>(7) 申込者が第 1 条（許諾の範囲）に定めるネットワーク接続サービス及び本装置を利用もしくは申込みをしていないとき</p> <p>(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p><u>4</u> 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には<u>第 2 項</u>の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</p> <p><u>5</u> 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>

～2022年3月2日

2022年3月3日～

(最低利用期間)

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して 6か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）

契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。

(最低利用期間)

第5条 (略)

2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して 1か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）

3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金 (音声認識利用料(Google) (利用料に限ります。))を除きます。を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(契約者が行う本契約の変更)</p> <p>第8条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。</p> <p>2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第4条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第1項に定める申込み内容によって異なります。</p> <p>4 契約者は本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。</p> <p>5 契約者は外線数を増やす場合には、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費、ソフトウェア初期費（追加分）を支払うものとします。なお、契約中の外線数を変更することにより機器変更が生じる場合、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器初期費のうち通話音声取得装置初期費及びソフトウェア初期費、機器工事費のうち初期設定費及び設置導入費が再度発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。</p> <p>6 契約者は、VPNコースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費等のうち設置導入費およびコース変更費が発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。</p>	<p>(契約者が行う本契約の変更)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>7 契約者がレンタルサービスを選択した場合、前2項に定める費用等は、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします。</p> <p>(契約者が行う本契約の解約)</p> <p>第9条 契約者は本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約を希望する日の10営業日前までに当社に申込みものとします。</p>	<p>8 <u>契約者は、利用する音声認識エンジンを変更する場合、変更申込を行った日の属する月の翌月以降で契約者が指定する月（変更申込を行なった日から起算して1年後の日が属する月までに限ります）の月初からの変更になり月の途中での変更はできません。</u></p> <p>(契約者が行う本契約の解約)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>本契約の解約と同時に COTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約に定める COTOHA Voice Insight バッチプランのサービス申込を行う場合は、COTOHA Voice Insight バッチプランの最低利用期間の計算において、本契約における利用期間を引き継ぐものとします。</u></p>

～2022年3月2日

(料金の支払義務)

第 15 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとします。

3 本装置及び第 24 条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が1年を超過する場合、別途、第 1 条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に1回の頻度にて発生します（契約期間が1年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。

4 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

5 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払

2022年3月3日～

(料金の支払義務)

第 15 条 (略)

2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額 (音声認識利用料(Google) (利用料に限ります。)) を除きます。 を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとします。

3 契約者 (インターネットコース(Google)および VPN コース(Google)に係る者に限ります。) は、当社が測定した音声認識利用時間と別紙「料金一覧」の規定とに基づいて算定した音声認識利用料(Google) (利用料に限ります。)) の支払を要します。

4 本装置及び第 24 条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が1年を超過する場合、別途、第 1 条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に1回の頻度にて発生します（契約期間が1年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。

5 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

6 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>うものとしてします。</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第 25 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとしてします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。</p> <p>2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとしてします。</p>	<p>うものとしてします。</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金 (音声認識利用料(Google) (利用料に限ります。)) を除きます。の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p><u>3</u> 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとしてします。</p>

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(免責)</p> <p>第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。</p> <p>2 当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、この責任を負わないものとします。</p> <p>4 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。</p> <p><u>5</u> 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、</p>	<p>(免責)</p> <p>第 26 条 1～4 (略)</p> <p><u>5</u> <u>本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認しません。当社は、本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。</u></p>

～2022年3月2日

法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準
拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される
最大限の範囲にて当社は免責されます。

2022年3月3日～

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、
法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準
拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される
最大限の範囲にて当社は免責されます。

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(契約者の義務)</p> <p>第28条 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 本規約に定める許諾を超えて本サービスの利用をしないこと</p> <p>(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと</p> <p>(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(8) 本サービスが出力したデータを、直接的又は間接的に機械学習のための学習データとして利用しないこと</p> <p><u>(9)</u> 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</p> <p><u>(10)</u> 本サービスと同一もしくは類似するサービスを開発または提供する行為をしないこと</p>	<p>(契約者の義務)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> 料金の支払いを不当に免れる態様で、本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p><u>(10)</u> 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</p> <p><u>(11)</u> 本サービスと同一もしくは類似するサービスを開発または提供する行為をしないこと</p>

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>(11) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること</p> <p>(12) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(13) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、本サービスに係るID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>(12) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること</p> <p>(13) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(14) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2～6 （略）</p>

～2022年3月2日

2022年3月3日～

2. コース及び料金

2-1-1 サービス料金（月額）

①本サービス利用時に発生するコースは下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース	契約毎
	VPN コース	

料金項目利用時間/日	利用日	単位
8 時間	月～金	外線数毎
	毎日	
10 時間	月～金	
	毎日	
12 時間	月～金	
	毎日	
24 時間	毎日	

2. コース及び料金

2-1-1 サービス料金（月額）

本サービス利用時に発生するコースは下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) [音声認識エンジン COTOHA 利用の場合](#)

① [システム利用料](#)

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(COTOHA)	契約毎
	VPN コース(COTOHA)	

② [音声認識利用料](#)

料金項目	利用時間/日	利用日
音声認識利用料(COTOHA)	8 時間	月～金
		毎日
	10 時間	月～金
		毎日
12 時間	月～金	
	毎日	
24 時間	毎日	

～2022年3月2日

2022年3月3日～

(2) [音声認識エンジン Google 利用の場合](#)

③ [システム利用料](#)

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(Google)	契約毎
	VPN コース(Google)	

④ [音声認識利用料](#)

料金項目	単位
音声認識利用料(Google)※ 基本料	外線数毎
音声認識利用料(Google)※ 利用料	1分毎(音声認識利用時間による従量課金)

[※音声認識エンジン Google 利用の場合、音声認識利用料は基本料と利用料の両方が発生します。](#)

[※音声認識利用料\(Google\)の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を1通話毎に15秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。](#)

2-1-2 契約変更内容一覧

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限
外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前

2-1-2 契約変更内容一覧

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

～2022年3月2日			2022年3月3日～		
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前	変更内容		申込期限
利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前	外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前		減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の変更	月～金から毎日にする 場合	変更希望日の 20 営業日前	利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	毎日から月～金にする 場合	変更希望月前月末から 20 営業日前		減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前	利用日の変更	月～金から毎日にする 場合	変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前		毎日から月～金にする 場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
※変更内容の申込期限として「変更希望日の 20 営業日前」と「変更希望月前月末から 20 営業日前」の両方が適用となる場合、申込期限は「変更希望月前月末から 20 営業日前」とします。			音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
			音声認識エンジンの変更		変更希望月前月末から 20 営業日前
			グローバル IP アドレスの変更		変更希望日の 20 営業日前
			その他の変更		変更希望日の 20 営業日前
			※変更内容の申込期限として「変更希望日の 20 営業日前」と「変更希望月前月末から 20 営業日前」の両方が適用となる場合、申込期限は「変更希望月前月末から 20 営業日前」とします。		

～2022年3月2日	2022年3月3日～
<p>附則（令和3年5月31日 A P S 1 サ00786988号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この規約は、令和3年5月31日から実施します。</p> <p>附則（令和3年7月16日 A P S 1 サ00806930号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月26日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附則（令和3年5月31日 A P S 1 サ00786988号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この規約は、令和3年5月31日から実施します。</p> <p>附則（令和3年7月16日 A P S 1 サ00806930号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月26日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p> <p>附則（令和4年3月1日 A P S 1 サ00886788号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和4年3月3日から実施します。</p> <p>2 前項に関わらず、第26条第5項は、令和4年4月3日から実施します。</p>